

協議第43号

その他事業の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	22-23 その他事業の取扱い
<ol style="list-style-type: none"><li>1 行政改革及び行政評価については、新町において速やかに取り組むものとする。</li><li>2 投票区については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</li><li>3 地籍調査については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</li><li>4 指定金融機関等については、幕別町の指定金融機関及び収納代理金融機関は、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、忠類村の収納事務取扱金融機関のうち忠類村農業協同組合については、新町の収納代理金融機関として合併時に追加指定するものとする。</li><li>5 総合計画については、新町建設計画を基調とした計画を新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。</li></ol>	

## その他事業の取扱いに関する法令

### 【投票区】

#### ○公職選挙法(昭和25年法律第100号)

##### (投票区)

第17条 投票区は、市町村の区域による。

- 2 市町村の選挙管理委員会は、必要があると認めるときは、市町村の区域を分けて数投票区を設けることができる。

### 【指定金融機関等】

#### ○地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)

##### (指定金融機関等)

第168条 都道府県は、地方自治法第235条第1項の規定により、議会の議決を経て、一の金融機関(日本郵政公社を除く。次項及び第3項において同じ。)を指定して、当該都道府県の公金の収納及び支払の事務を取り扱わせなければならない。

- 2 市町村は、地方自治法第235条第2項の規定により、議会の議決を経て、一の金融機関を指定して、当該市町村の公金の収納及び支払の事務を取り扱わせることができる。

- 3 普通地方公共団体の長は、必要があると認めるときは、指定金融機関をして、その取り扱う収納及び支払の事務の一部を、当該普通地方公共団体の長が指定する金融機関に取り扱わせることができる。

- 4 普通地方公共団体の長は、必要があると認めるときは、指定金融機関をして、その取り扱う収納の事務の一部を、当該普通地方公共団体の長が指定する金融機関に取り扱わせることができる。

- 5 指定金融機関を指定していない市町村の長は、必要があると認めるときは、収入役をして、その取り扱う収納の事務の一部を、当該市町村の長が指定する金融機関に取り扱わせることができる。

- 6 前2項の規定により収納の事務の一部を日本郵政公社に取り扱わせる場合においては、郵便振替法第58条に規定する公金に関する郵便振替の方法により取り扱わせるものとする。

- 7 第1項又は第2項の金融機関を指定金融機関と、第3項の金融機関を指定代理金融機関と、第4項の金融機関を収納代理金融機関と、第5項の金融機関を収納事務取扱金融機関という。

- 8 普通地方公共団体の長は、指定代理金融機関又は収納代理金融機関を指定し、又はその取消しをしようとするときは、あらかじめ、指定金融機関の意見を聴かなければならない。

- 9 普通地方公共団体の長は、指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関又は収納事務取扱金融機関を定め、又は変更したときは、これを告示しなければならない。

##### (指定金融機関の責務)

第168条の2 指定金融機関は、指定代理金融機関及び収納代理金融機関の公金の収納又は支払の事務を総括する。

- 2 指定金融機関は、公金の収納又は支払の事務(指定代理金融機関及び収納代理金融機関において取り扱う事務を含む。)につき当該普通地方公共団体に対して責任を有する。

3 指定金融機関は、普通地方公共団体の長の定めるところにより担保を提供しなければならない。

(指定金融機関等における公金の取扱い)

第168条の3 指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関及び収納事務取扱金融機関は、納税通知書、納入通知書その他の納入に関する書類(当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)に基づかなければ、公金の収納をすることができない。

2 指定金融機関及び指定代理金融機関は、出納長若しくは収入役の振り出した小切手又は出納長若しくは収入役の通知に基づかなければ、公金の支払をすることができない。

3 指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関は、公金を収納したとき、又は公金の払込みを受けたときは、これを当該普通地方公共団体の預金口座に受け入れなければならない。この場合において、指定代理金融機関及び収納代理金融機関にあつては、出納長又は収入役の定めるところにより、当該受け入れた公金を指定金融機関の当該普通地方公共団体の預金口座に振り替えなければならない。

4 収納事務取扱金融機関は、公金を収納したとき、又は公金の払込みを受けたときは、これを当該市町村の預金口座に受け入れなければならない。この場合において、収納事務取扱金融機関は、収入役の定めるところにより、当該受け入れた公金を収入役の定める収納事務取扱金融機関の当該市町村の預金口座に振り替えなければならない。

【総合計画】

○地方自治法(昭和22年法律第67号)

(地方公共団体の法人格及び事務)

第2条 地方公共団体は、法人とする。

及び 略

市町村は、その事務を処理するに当たつては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。

## 先進事例

### あいづわかまつし 会津若松市(福島県)

- 1 総合計画は、新市において、新たに計画を策定する。なお、新市において計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。
  - 2 男女共同参画事業、競争入札の指名参加願い及び資格審査、入札・契約事務、入札の公表、行財政改革、情報公開制度、個人情報保護制度、指定金融機関、新年市民交歓会は、合併時に会津若松市の制度に統一する。ただし、北会津地域における建設工事に関する入札制度は、合併年度及び合併翌年度に限り、現行のとおりとする。
- 3～7 略

### かかみがはらし 各務原市(岐阜県)

#### その他(指定金融機関等)

指定金融機関については、各務原市の現行のとおりとする。また、収納代理金融機関については、各市町の現行の金融機関を新市に引き継ぐ。

### ごうつし 江津市(島根県)

#### 選挙事務の取扱い

江津市の例によることを基本とするが、それぞれの市町の実情により調整の難しい事項については、当面現行のとおりとし、新市において調整するものとする。

- (1) 略
- (2) 投票所については、当面現行のとおりとし、新市において調整する。
- (3) 略

### 石狩市(北海道 合併予定-平成17年10月1日)

#### 契約・出納関係

入札指名事務、契約事務、現金の出納保管、決算の調製等の契約・出納関係については、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。ただし、厚田村及び浜益村の収納事務取扱金融機関については、新市の収納代理金融機関として合併時に追加指定するものとする。